

FOR TOMORROW

しぶや
法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈長野県立科町光徳寺の桜 写真提供：佐藤正人様〉

—令和7年度税制改正大綱決まる— —第13回通常総会に向けて—

2025.4・5
No. **593**
令和7年

通常総会に向けて各委員会を開催	3
申告納税はe-Taxで手続きを/渋谷税務署駐車場ご利用について	6
事業ア・ラ・カルト(研修会・セミナー・部会事業等)	8
第13回税の絵はがきコンクール受賞作品	12
都税コーナー	14

法人会掲示板

4月・5月(6月)実施する主な事業

一般参加可能行事
長期講習会
地域行事

- | | | | |
|---------|----------------------|---------|----------------|
| ● 4月8日 | 初級簿記講習会〔第1日〕 | ● 5月12日 | 財務委員会 |
| ● 4月11日 | 初級簿記講習会〔第2日〕 | ● 5月13日 | 初級簿記講習会〔第8日〕 |
| ● 4月14日 | 源泉研究部会事業報告会 | ● 5月15日 | 令和7年度第1回理事会 |
| ● 4月15日 | 初級簿記講習会〔第3日〕 | ● 5月16日 | 初級簿記講習会〔第9日〕 |
| ● 4月16日 | 税務相談日 | ● 5月20日 | 初級簿記講習会〔第10日〕 |
| ● 4月16日 | 女性部会役員会 | ● 5月21日 | 税務相談日 |
| ● 4月16日 | 税制委員会
(税制改正意見交換会) | ● 5月23日 | 初級簿記講習会〔第11日〕 |
| ● 4月18日 | 初級簿記講習会〔第4日〕 | ● 5月27日 | 初級簿記講習会〔第12日〕 |
| ● 4月21日 | 初級簿記講習会〔第5日〕 | ● 5月30日 | 初級簿記講習会〔第13日〕 |
| ● 4月24日 | ビジネスマナー研修会 | ● 6月3日 | 初級簿記講習会〔第14日〕 |
| ● 4月25日 | 初級簿記講習会〔第6日〕 | ● 6月6日 | 初級簿記講習会〔第15日〕 |
| ● 5月9日 | 初級簿記講習会〔第7日〕 | ● 6月13日 | 第13回通常総会 |
| ● 5月12日 | 青年部会・女性部会事業報告会 | ● 6月18日 | 税務相談日 |
| | | ● 6月24日 | バス見学研修会【厚生委員会】 |

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

生活習慣病健診のご案内

6月の“生活習慣病健診”の日程をご案内します。

6月19日(木)20日(金)23日(月)24日(火)25日(水)です。この内レディースデーは24日(火)です。

正式なご案内は、4月中旬頃に別途封書（黄色の封筒）にて差し上げます。

※11月にも5日間の開催を予定しております。

もし日程が合わない場合は、品川区旗の台の健診センターでの受診も可能です。

その際は、別途お申込み下さい。

決算法人説明会のお知らせ

日時 令和7年4月29日(水)
午後1時30分～3時30分

場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

日時 令和7年5月26日(水)
午後1時30分～3時30分

場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

該当の会社は是非ご出席下さい。

該当の会社には、葉書でご案内差し上げます。その他の方は渋谷法人会HPでご確認下さい。

公益社団法人 渋谷法人会 第13回通常総会開催のご案内

●日 時 令和7年6月13日（金）

午後4時30分～7時30分（午後2時45分受付）

●会 場 セルリアンタワー東急ホテル B2F

（渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3359）

第1部 第13回通常総会（午後4時30分～5時30分）

- 報告事項 1. 令和6年度事業報告承認の件
2. 令和7年度事業計画及び収支予算報告承認の件
- 決議事項 1. 令和6年度収支決算及び監査報告承認の件
2. 理事・監事任期満了に付き改選の件

閉会后：【臨時理事会】午後5時30分～5時40分

第2部 懇親会（午後6時～7時30分）

会費：12,000円／1名（懇親会出席者のみ）

※会員の皆様には別途ご案内申し上げます。（5月中旬発送予定）

案内が届きました際には、趣旨をお汲み取りの上、同封の葉書にて、
ご出欠に関わらず、是非“ご出欠”“委任状”の提出をお願いします。

第13回通常総会に向けて各委員会を開催

第13回通常総会に向けて各委員会を開催した。2月3日(月)財務委員会、4日(火)〔午前〕社会貢献委員会、〔午後〕総務委員会、6日(木)〔午前〕厚生委員会、〔午後〕事業研修委員会、7日(金)〔午前〕税制委員会、〔午後〕組織委員会、3月6日(木)広報委員会を開催して総会提出議案を審議し、3月14日(金)開催の令和6年度第4回理事会において諮ることになった。

5月15日(木)の令和7年度第1回理事会を経て、6月13日(金)開催の第13回通常総会において事業報告、予算

報告の承認を受け、決算報告の決議を受ける。第13回通常総会のご案内・委任状は、5月29日着となるように通知を発送いたします。



長島会長挨拶



出原法人第一統括官挨拶



雨宮組織委員長



総務委員会



広報委員会

正しい税知識を学ぼう

令和7年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

中小企業に対する軽減税率は維持！ 税と社会保障の問題への対応が始まる！

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。（適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。）
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次の通りの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出物品販売場における免税方式の見直し

- ①輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
- ③税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出物品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出物品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出物品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



申告・納税は **e-Tax** で手続きを！！

— e-Tax ってこんなに便利 —

24時間
いつでもどこでも
利用可能！

マイナポータル
連携で自動入力
手間いらず！

データで保存
ペーパーレスで
すっきり！

添付書類も
オンライン提出
郵送不要！

— こんな場面で こんなに便利 —

確定申告 (個人の方)

- 生命保険料控除証明書などの添付書類は、e-Tax で入力・送信すれば**提出・提示が不要**
- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、**3週**間程度で還付

源泉徴収票 情報の自動入力

- 事業主の方が源泉徴収票のデータをe-Taxで提出すれば、従業員の方の確定申告の際に**給与情報が自動で入力**され、申告手続きが簡単に

納付手続

- **キャッシュレス納付**で、金融機関や税務署などの窓口に行かずに、**PC**や**スマートフォン**で**納付**すれば、現金や納付書が不要に

納税証明書の 交付請求

- 税務署の窓口に行かずに**スマートフォン**で納税証明書の交付請求から受取まで可能
- 納税証明書(PDF形式)は**何度も使用でき、書面**で**何枚でも印刷可能**
- **手数料がお得**

※ 1 税目 1 年度 1 枚あたり
e-Tax : 370円 書面 : 400円

渋谷税務署からのお知らせ(駐車場のご利用について)

令和7年8月頃から数年にわたり、渋谷税務署(渋谷地方合同庁舎)において、建物の大規模修繕工事が始まります。工事期間中は、駐車場の駐車可能台数が現在の20台から5台程度にまで制限されますので、ご来庁の際は公共交通機関の利用をお願いします。皆さまにはご不便をおかけしますがご理解いただきますようお願いいたします。

〔公共交通機関での来庁方法〕

【電車】

(JR・私鉄)

渋谷駅(JR山手線、東急東横線、東急田園都市線、京王井の頭線)、原宿駅(JR山手線)…徒歩12分
(地下鉄)

渋谷駅(銀座線、半蔵門線、副都心線)、代々木公園駅(千代田線)、明治神宮前駅(千代田線)…徒歩12分

【バス】《ハチ公バス》《都営バス》《京王バス》

「渋谷区役所」「渋谷区役所前」…徒歩1分



この社会あなたの税がいきている

国 税 職 員 採 用 募 集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ **人事院国家公務員
試験[採用NAVI]**



◆ **採用関係
お役立ちリンク集**



◆ **Web-TAX-TV**



令和5年度から新設！

各試験 区分	国税専門官 (A 区分)	国税専門官 (B 区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※令和 6 年度の実施状況
受験資格	1 平成 7 年 4 月 2 日～平成 16 年 4 月 1 日生まれの人 2 平成 16 年 4 月 2 日以降生まれの人で次に掲げるもの (1) 大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び令和 8 年 3 月までに大学を卒業する見込みの人 (2) 人事院が上記(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者		1 令和 7 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者（令和 4 年 4 月 1 日以降に卒業した者が該当する。）及び令和 8 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの人 2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者	令和 6 年 4 月 1 日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して 8 年を経過した者
申込期間	令和 7 年 2 月 20 日（木） 9 時～3 月 24 日（月）[受信有効]		令和 7 年 6 月 13 日（金） 9 時～6 月 25 日（水）[受信有効]	令和 6 年 7 月 22 日（月） 9 時～8 月 13 日（月）[受信有効]
1 次試験	令和 7 年 5 月 25 日（日）		令和 7 年 9 月 7 日（日）	令和 6 年 9 月 29 日（日）
試験科目	基礎能力試験（多肢選択式）		基礎能力試験（多肢選択式） 適性試験（多肢選択式） 作文試験	基礎能力試験（多肢選択式） 経験論文試験
	専門試験（多肢選択式）			
	[必須] 民法・商法、会計学 [選択必須] 民法・商法、会計学、憲法・行政法、経済学、英語 [選択] 財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、商業英語	[必須] 民法・商法、会計学、基礎数学 [選択] 情報数学・情報工学、統計学、物理、化学、経済学、英語		
	専門試験（記述式）			
	憲法、民法、経済学、会計学、社会学	科学技術に関連する領域		
2 次試験	令和 7 年 6 月 23 日（月）～7 月 4 日（金） ※ 1 次試験合格通知書で指定する日時		令和 7 年 10 月 15 日（水） ～10 月 24 日（金） ※ 1 次試験合格通知書で指定する日時	令和 6 年 11 月 2 日（土）、3 日（日）、4 日（月）、9 日（土）又は 10 日（日）で指定する 1 日
	人物試験、身体検査		人物試験、身体検査	人物試験
3 次試験				令和 6 年 11 月下旬又は 12 月上旬で指定する 1 日
				総合評価面接試験
合格発表	令和 7 年 8 月 12 日（火）		令和 7 年 11 月 18 日（火）	令和 6 年 12 月 19 日（木）

※ 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）については、令和 6 年度の実施状況を記載しています。
令和 7 年度の試験概要については、令和 7 年 7 月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会 事業 アラカルト

法人税確定申告書の書き方講習会を開催

去る3月4日(火)、3月11日(火)、18日(火)の3回に亘り、午後1時30分から4時30分まで法人税確定申告書の書き方講習会を渋谷法人会館に於いて開催した。今講座は3日間で一講座として開催した。

講師は、渋谷税務署法人課税第1部門 原田審理担当国税調査官に担当していただいた。

出席者は延べ19名だった。



講師：原田審理担当調査官



法人税確定申告書の書き方講習会

令和6年度第4回理事会を開催

去る3月14日(金)午後3時から令和6年度第4回理事会を法人会館で開催した。

長島会長の挨拶に続き、渋谷税務署法人課税部門総括担当の安部副署長にご挨拶をいただき議案審議に入り、各委員会報告を経て令和6年度の事業報告、その後、総会報告事項の令和7年度事業計画並びに収支予算案を検討、承認された。

5月15日(木)開催の令和7年度第1回理事会では、総会決議事項である令和6年度事業報告案の最終検討と収支決算報告案を審議検討し、6月13日(金)開催の第13回通常総会で決議を図ることになる。

出席者は、渋谷税務署からは安部法人課税部門総括担当副署長、出原法人課税第一部門統括官。法人会は長島会長他38名。



長島会長挨拶



安部副署長挨拶



第4回理事会

ブロックだより

第8・9ブロック見学研修会

はちみつ収穫見学&はちみつ試食と花摘みの旅

第8・9ブロックは2月7日(金)合同でのバス見学研修会を開催した。バスが出発すると光山、野口両ブロック長の挨拶に続き、税金クイズに挑戦していただいた。全問正解のかたも1名あったという。

当日は天候にも恵まれ出席された方々は、千葉県君津市の大竹養蜂場で蜂蜜の収穫を見学をし、試食されていた。

その後、漁師料理『たてやま』で活貝バイキングを召し上がっていただき、道の駅おおつの里花倶楽部で体験をしていただき、ほぼ予定の時間通りに渋谷に帰着した。出席者17名。



活貝焼きバイキング



花つみ



8・9ブロックバス見学研修会

本町まつりに参加

第8ブロック(光山ブロック長)

第9ブロック(野口ブロック長)

3月9日(日)本町学園グラウンドで、今年も本町まつりが開催され、渋谷法人会も参加、渋谷税務署監修の税金クイズを実施して訪れた方にトライしてもらい、飲み物やレトルト食品等を提供し、法人会をアピールした。



本町まつり

第6・7ブロック見学研修会

大人気蜂蜜工房見学と絶景の鋸山ロープウェイ

第6・7ブロックは3月12日(水)合同でのバス見学研

電子納税、電子申告を活用しよう

修会を開催した。当日は、バスが出発するとブロック長の挨拶に続き、経営についてのDVDを上映した。(法人会のホームページから、会員無料で2週間レンタル可能)

出席された方々は、最初の見学地の千葉県君津市の大竹養蜂場で蜂蜜酒の試飲や試食をされていた。

昼食後、鋸山ロープウェイに乗って絶景に臨むはずだったが、生憎の空模様のため、到底絶景は望めそうにないので、急遽和倉酒造酒菜館で酒造りを見学し、道の駅保田(ほと)小学校で買い物していただき、午後6時30分に渋谷着となった。

出席者28名。



6・7ブロック合同バス研修会

※『健康経営を目指して生産性を上げる』～現場を強くする「トヨタの時短術」～セミナー DVDレンタルサービス



6・7ブロック合同バス研修会

部会だより

源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る2月19日(水)午後5時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、令和6年度事業報告と7年度事業計画、事業報告会日程について話し合った。

事業報告会の開催日については、候補日から役員の方々の都合のいい日を選んでいただき、4月17日(木)に決定した。



菅田渋谷税務署長挨拶



天本第3統括官



長島会長挨拶



西村部会長



源泉役員・世話人会

出席者は渋谷税務署法人課税部門天本第3統括官と杉山審理担当上席調査官、橋本審理担当上席調査官、法人会からは西村部会長はじめ12名。

『租税教室』を開催(常盤松小学校)

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か?税金はなぜ必要なのか?ということ学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会でも、去る2月18日(火)常盤松小学校で6年生を対象に開催した。生徒の出席者は30名。

当日は、楽しく学べるように“絵”を利用して、税金の種類と概略、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら…といったことから、日本と外国の消費税についても説明した。講師：名取副部会長、助手：大久保副部会長。

青年部会研修会を開催

健康経営の要はバックオフィス人材活用

渋谷法人会青年部会では、3月5日(水)午後3時より法人会館に於いて、昨今重要視されてきている、いろいろ技術や知識はあるが、様々な理由でフルタイム勤務できない人と、自前でそういう人材を持っていない、あるいはフロントオフィスでの業務に差し支えるため、社員に負担をかけたくないという企業との橋渡しをされている、(株)YPP代表の五味洵紀子氏を講師に迎え、セミナーを開催した。

出席者は29名。



鈴木部会長挨拶



講師：五味洵紀子氏



健康経営の要はバックオフィス人材活用

会員の増加は、会員のメリットに通じる

労働保険事務組合の

1. 中小事業主の労災保険への特別加入制度

労災保険法では、中小事業主等による労災保険への任意加入を認める特別加入制度が設けられています。特別加入制度では、労働保険事務組合に事務を委託する中小事業主が、事業主（事業主が法人であるときはその代表者）及び当該事業に従事する労働者以外の者（役員）を包括して、当該事業について成立する保険関係に基づき労災保険給付を受けることができる者とするを申請し、政府の承認を受けることにより、これらの者が特別加入者として当該事業に使用される労働者とみなされ、労災保険の保険給付等の対象となります。

特別加入制度は、労働者に関し成立している保険関係を前提とし、この保険関係にこれらの者が組み込まれることによって行われるので、2以上の事業を行っている中小事業主がこれらのすべての事業につき特別加入しようとするときは、それぞれの事業ごとに、それぞれの事業について成立している保険関係に基づいて特別加入しなければならないとされています。

2. 労働保険事務組合の事務代行

特別加入制度の申請は、中小事業主が主体となって行われることが予定されており、申請にあたっては、特別加入希望者の氏名、業務の内容など所定の事項を記載した「特別加入申請書（中小事業主等）」を労働基準監督署長経由して都道府県労働局長に提出することによって行う必要があります。

そして、ここでの申請書の提出は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（「徴収法」）の労働保険事務に該当するので、労働保険事務組合が代行することになります。

我が国では、労働保険事務組合は、各地の商工会議所などが中小の事業主から委託を受けて労働保険に関する委託事項の処理を行っています。

3. 実務上起こりうる問題

中小事業主の営んでいる事業については、時間の経過とともに、営んでいる事業を廃業して新たな事業を立ち上げたり、既存の事業に新たな事業が追加されたりするなどの「変

業務（事務処理の代行）

社会保険労務士 安藤 貴裕

更」（交換的な変更ないしは追加的な変更）が生ずることが起こりえます。先に述べたとおり、2以上の事業を行っている中小事業主がこれらのすべての事業につき特別加入しようとするときは、それぞれの事業ごとに、それぞれの事業について成立している保険関係に基づいて特別加入しなければならないため、このような事業の変更がなされた場合において、中小事業主が新たな事業の遂行に伴う労働災害についても特別加入者として労災保険の適用を受けるためには、実際の業務内容に対応する事業を届け出て承認を得る必要があることになります。

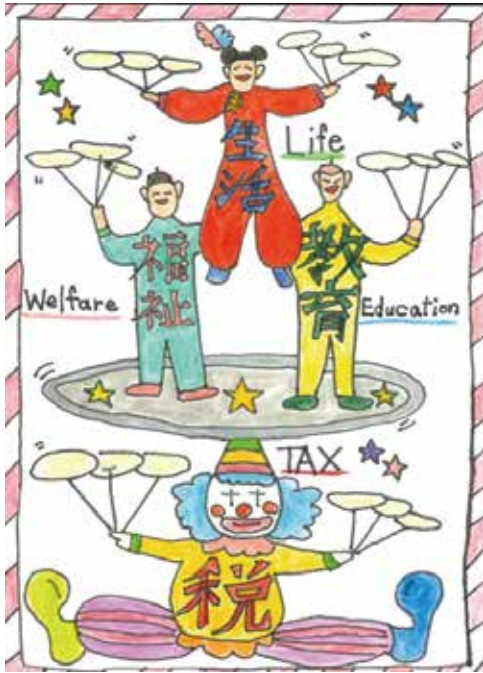
中小事業主がこの点に関する届出を行わないと、新たな事業の遂行に関する労働災害については特別加入による保護を受けることができないことになってしまいます。

この点について近時の裁判例では、従前から製造業を営んでいた中小事業主が、その後、建設業も営むようになったケースで、中小事業主が特別加入の手続を行うにあたり、承認済みの事業（製造業）が実際に行っている事業（建設業）と相違している場合に、労働保険事務組合には、そのことを指摘して実際におこなっている事業について特別加入の承認を得るための手続をしなければならない旨の助言指導を行うなどの信義則上の情報提供義務が認められるのが争点となったものがありますが、裁判所は上記のような相違を認識し、又は容易に認識することができた場合でない限りは、そのような義務は負わないと判示しています（広島高判令和7年1月16日）。

4. 実務上の留意点

労働保険事務組合は、事業主が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険事務を処理する団体であって、労働保険事務組合が法律上負う責任は保険料の納付に関するものに限られ（徴収法33条、35条参照）、労働保険に係る加入や変更等に関して事業主の業務実態を調査すべき義務を課す法令の規定はありません（前掲・広島高裁判決）。

中小事業主等の特別加入制度については、その申請にあたって社労士がアドバイスをすることもあるかと思いますが、その際には、特別加入申請書の記載については、形式的な不備だけではなく、その内容面でも実態との相違がないかどうかなどを確認したうえで、労働保険事務組合に提出して頂く必要があるといえます。



第13回
税の絵はがき
コンクール
受賞作品

渋谷
税務署長賞
神南
小学校



東京都渋谷
都税事務所長賞
長谷戸
小学校

女性部会
部会長賞
中幡
小学校



渋谷法人会
会長賞
長谷戸
小学校



渋谷区長賞
神南
小学校



令和7年1月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	ブリッジオ(株)	多田出 昇	恵比寿4-20-4	6820-3140	情報サービス業
1	(株)ブッシュクロフィード	萩原 達弥	恵比寿4-20-3	6451-1033	不動産
2	(株)ジャパンヘナ	海老名秋子	恵比寿南1-21-19	3794-6992	美容製造メーカー
3	(株)Office Wealthinc	石塚 秀文	渋谷1-1-3		ファイナンシャルプランナー事務所
4	合同会社Sesame NewYork	中村 雅人	道玄坂1-12-1		経営コンサルタント・不動産賃貸
5	(株)武安	平井 英樹	道玄坂2-23-4	3496-3187	旅館業
9	税理士法人アテックス税理士事務所	千葉 藍	代々木2-23-1	6824-4555	税理士
11	(株)SBT	柴田 悠哉	神宮前6-25-8		イベント企画・制作
区外	(株)セーブユー	小堺 剛司	港区新橋4-21-7	5473-3560	金融業（AIG保険代理店）

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

令和7年2月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(株)ビル環境サービス	斎藤 直和	恵比寿西1-8-2	3464-7764	ビルメンテナンス
3	SOLAMEDO合同会社	滝浦真紀子	渋谷2-19-15		サービス業
6	医療法人財団 荘敬会 富ヶ谷みらいクリニック	井上荘太郎	富ヶ谷1-49-3	3467-7171	医療業
8	宮崎美装	滝島 勉	本町2-4-17		内装
11	(医)社団 原宿アクア歯科	岡本 明子	神宮前1-20-12	6804-2829	歯科医業
11	(株)Panomaグループ	葭野 一恵	東3-13-11	6427-4075	不動産管理業
11	(株)トリオスインターナショナル	安藤 肖吾	神宮前6-18-8	3400-7681	コンサルティング

※①ご入会時に会報に掲載しないとの意思表示のあった方は掲載しておりません。②携帯の番号は掲載しておりません。

コ・ラ・ム

フリーランスライター
藤木 順平

労働者は働くから労働者なのだ

この時期のカレンダーを見ると、今年のゴールデンウィーク（GW）は3日の憲法記念日から始まって過不足ない4連休。休暇申請の負い目を感じないぶん、ちょっと物足りないか。

5月1日は「労働者の祭典」メーデー。ではあるが、労働組合の最大組織「連合」はこの日ではなく（2001年から？）4月の最終土曜日にやることが多くなった。家族で参加できる、ソフトなメーデーを狙ったものと聞いた。

筆者も数回、連合のメーデー中央大会取材したことがある。そこで見たものは、前時代的な「経営者と対立！」とか「労働者の権利を…」なんていう殺気立ったものでなく、あちこちに各労働組合の「のぼり旗」が立ち、出店が並んだお祭り。まさに祭典だ。言っちゃ悪いが、地方から参加の人たちは「ついでにみんなで東京見物を…」という雰囲気もあり、注目度が低く、影が薄くなったメーデーだが、これでいいのかもしれない。

「メーデーを祝日に」という声もある。しかし、GWにさらに休日を増やしてどうすんの？「労働者は働いてなんぼ」の世界。働くのはいいこと（通勤ラッシュさえなければ）。働く喜びに加え、お給金ももらえるのだよ。

【筆者紹介】藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

メールアドレスを登録しよう



5月は自動車税種別割の納期です

令和7年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月1日(木)に発送します。
6月2日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる主な納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

おうちで今、納付できます!!

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続をすると納付ができます。



納付書の下部にeL-QRが掲載

ページマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

～車検時に納税証明の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。)

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明をご利用ください。

【お問合せ先】 東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066 (平日9時～17時)

主税局HP 都税の支払い方法 ▶



車検時の自動車税(種別割)納税証明の提示が省略できます!

現在、継続検査・構造等変更検査(車検)を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行えますので、車検時に必要となる納税証明の提示を省略できます。また、納税証明紛失時の再交付申請も不要です。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税(種別割)納税証明(継続検査等用)をご提示ください。詳しくは、各都税事務所にお問合せください。



【ご注意ください】

◆納付後10日程度の間に車検を受ける場合は、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税(種別割)納税証明(継続検査等用)をご提示ください。

【東京都主税局】 eLTAX電子納税のご案内

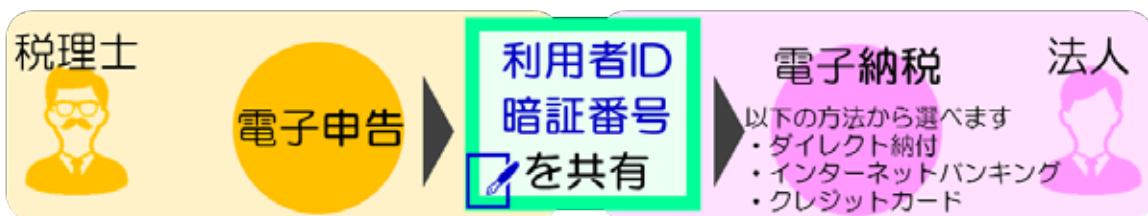
「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士がeLTAXで電子申告した場合でも、利用者IDと暗証番号を共有いただければ、法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます!

詳しくは、こちら⇒



都税の納付はキャッシュレスで



【お問合せ先】 東京都主税局徴収部徴収指導課 TEL (直通) : 03-5388-2984

にせ都税メール・電話にご注意ください

都税事務所の職員を装って、個人情報などを不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班 (03-5388-2925) までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<メールによる手口>

【事例】・「あなたは納期限を経過した未納の税金があります。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。

- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

<電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。

- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。

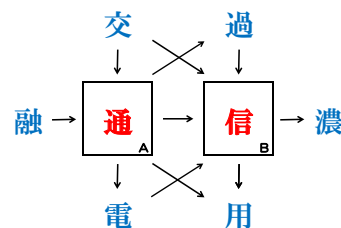
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925



しゅば法人No.592
パズル・熟語づくり●解答

解答 A 通 B 信



●当選者

しゅば法人No.592の“パズル・熟語づくり”にご応募いただきありがとうございます。

代々木 西村様
道玄坂 加藤様
東 小幡様
区外 宗村様
上原 佐伯様

正解者の中から抽選で
5名の方にクオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10
公益社団法人 渋谷法人会事務局

e-mail : info.shibuya@tohoren.or.jp

FAX : 3461-0180まで

①クイズの答え ②+○=(答え) ③郵便番号 ④送付先 ⑤氏名 ⑥法人名 ⑦連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和7年4月25日(金)(消印有効)とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※数独パズルと熟語パズルを交互に掲載いたします。

パズル・数独

問題

					1	7		
	2			9			4	
	5		7					8
		3			9			
1				8				7
			4			5		
4					5		6	
	9			4			8	
		2	1					

$$\square + \square = \square$$

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が一つずつ入ります。太線で囲まれた3×3のブロックにも、1～9までの数字が一つずつ入ります。

□の2マスに入る数字を足すといくつ?

従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- | | |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手順で加入できます |

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>